

平成 22 年 9 月 17 日

御質問者各位

夕張市建設課
上下水道グループ

入札説明書等に関する質問への第 1 回回答(その 2)について

夕張市上水道第 8 期拡張計画に係る PFI 事業については、平成 22 年 8 月 30 日付けで入札説明書等を公表し、これらへの質問(第 1 回)を受け付け、9 月 8 日で締め切ったところです。

第 1 回回答(その 1)は 9 月 15 日に公表しましたが、本日、第 1 回回答(その 2)を公表します。

残りの質問については、第 1 回回答(その 3)として、9 月 21 日に公表します。質問(第 2 回)の受付は 9 月 22 日から 9 月 28 日までとし、第 2 回回答の日程を遅らせませす。具体的な日程については 9 月 21 日にお示しします。

なお、参加表明書等の受付日は当初の予定通り 10 月 5 日とします。

以上

No.	質問項目 (タイトル)	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所						内容	回答
				第1章、 第2章 など	1、2 など	(1)、(2) など	①、② など	ア、イ など	(ア)、(イ) など		
	・入札説明書 ・業務要求水準書 など										
	入札説明書	1	事業の概要	第2章	2	(2)				...	
120	業務要求水準書	1	施設の立地条件	第1編	2	(6)				旭町浄水場の敷地境界を御教授願います。 また、本敷地の測量（平板・水準）に関する資料を御提示願います。	関係図面を提示します。
121	業務要求水準書	1	施設の立地条件	第1編	2	(6)				別添11資料のボーリングデータ(4/16)について、データの孔口標高がEL0.0mとなっています。一方、現況平面図(2/16)の標高ではH=372.82と表示されています。現況の地盤レベルとボーリングデータの標高の関係を御教授願います。 また、提示以外の地質調査資料がありましたら御提示願います。	柱状図では孔口高を0としていますが、標高はEL+372.82とします。地質調査資料は提示します。
122	業務要求水準書	1	施設の立地条件	第1編	2	(6)				場内雨水排水先を御指示願います。	既設浄水場排水柵へ接続します。
123	業務要求水準書	2	施設の運営及び維持管理に関する業務	第1編	2	(5)	③			「施設の運営及び維持管理に関する業務」とありますが、これは事業契約書(案)別紙1定義5に定める「維持管理業務」と同義でしょうか。	ご理解のとおり。
124	業務要求水準書	2	施設の運営及び維持管理に関する業務	第1編	2	(5)	③			標記業務について、先日公表された事業計画書【概要版】に記載されていた「汚泥運搬業務」が含まれていませんが、「汚泥運搬業務」は本事業の対象に含まれないとの理解でよろしいでしょうか。もし含まれる場合は、本項に記載いただくとともに、業務の内容及び実施に当たっての留意事項等を追記いただけませんかでしょうか。	汚泥運搬業務は本業務に含みません。
125	業務要求水準書	2	施設の設計及び建設に関する業務	第1編	2	(5)	②			「施設の設計及び建設に関する業務」とありますが、これは事業契約書(案)別紙1定義50に定める「施設整備業務」と同義でしょうか。	ご理解のとおり。
126	業務要求水準書	3	機器交換業務	第1編	2	(5)	③		(カ)	「機器交換業務」とは、整備対象施設の「設置機器更新」という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり。
127	業務要求水準書	3	排水	第1編	2	(6)				旭町浄水場は、排水 別紙8参照 又、清水沢浄水場については別紙12参照と記載がありますが、ルートや埋設深さ等不明箇所が多いです。詳細のルート図等は公表頂けないのでしょうか。	現地で確認願います。
128	業務要求水準書	3	敷地面積	第1編	2	(6)				旭町浄水場は、敷地面積約1800m ² と記載があり別紙9参照となっております。又同様に清水沢浄水場にも記載がありますが、いずれも別紙上では敷地境界が不明でありますので御教示下さい。	回答127のとおり。
129	業務要求水準書	4	監理範囲	第1編	2	(7)				送配水管その他水道施設の維持管理業務が法定外委託とされていますが、第三者委託となる上水道や場外系機械電気計装設備との事業上の扱いの違いについて、ご教示下さい。	導送水管及び配水管を除く全施設を第三者委託による管理範囲とします。事業者はこれらの施設の維持管理を行うに当たり、水道法上の責任が課せられます。送配水管等は日常管理を行っていただきますが、修繕・更新は市が行います。
130	業務要求水準書	04	基本契約の時期	第1編	2	(9)				事業期間は事業契約締結日から平成43年。また落札者決定後、基本契約までの間に市での水道法上で、基本契約の締結時期は変更になる場合があることですが、現段階でのお考えの時期とは平成23年4月以降も有りうるかご教示願います。又その場合事業契約の締結も遅れるとの理解でよろしいでしょうかお示しください。	水道法上の手続きとは、事業変更届出を指しており、新事業者の維持管理期間は平成23年4月～平成43年3月となります。
131	業務要求水準書	4	事業期間	第1編	2	(9)				「基本契約」とは事業契約と同義でしょうか、ご教示下さい。	回答24のとおり。
132	業務要求水準書	4	事業期間	第1編	2	(9)				「市での水道法上の手続き」とありますが、当該手続きの遅延により契約締結日が平成23年4月1日以降となった場合には、事業者は事業契約を締結するまでは本事業を開始する必要はないという理解でよろしいでしょうか。	回答130のとおり。

No.	質問項目 (タイトル)	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所						内容	回答	
				第1章、 第2章 など	1、2 など	(1)、(2) など	①、② など	ア、イ など	(ア)、(イ) など			a、b など
	・入札説明書 ・業務要求水準書 など			第1章、 第2章 など	1、2 など	(1)、(2) など	①、② など	ア、イ など	(ア)、(イ) など	a、b など		
	入札説明書	1	事業の概要	第2章	2	(2)					...	
133	業務要求水準書	4	事業期間	第1編	2	(9)					「市での水道法上の手続き」とありますが、当該手続きの遅延により契約締結日が平成23年4月1日以降となった場合には、事業者は事業契約を締結するまで本事業に係る一切の責任は生じないという理解でよろしいでしょうか。	回答130のとおり。
134	業務要求水準書	4	事業期間	第1編	2	(9)					「市での水道法上の手続き」とありますが、当該手続きの遅延により契約締結日が平成23年4月1日以降となった場合には、事業が開始できない事に係る費用の増加等の一切のリスクは市が負担するという理解でよろしいでしょうか。	回答130のとおり。
135	業務要求水準書	04	事業期間	第1編	2	(9)					本文中の「基本契約」とは、基本協定と読み替えて良いでしょうか。	回答24のとおり。
136	業務要求水準書	04	施設の立地条件	第1編	2	(6)					清水沢浄水場の敷地境界を御教授願います。 また、本敷地の測量（平板・水準）に関するの資料を御提示願います。	回答127のとおり。
137	業務要求水準書	04	施設の立地条件	第1編	2	(6)					別添20資料のNo2ホールリグデータ(48/57)よると孔口標高の表示がGH=229.7mとなっています。一方、別添19資料のC～C断面図（WM790240-301）においては249.70と表示されています。 現況GLとホールリグデータの標高に約20mの差が発生しています。現況GLとホールリグデータの標高の関係について御教授願います。 また、別添20資料のホールリグデータ(48/57)が小さく読みとれません。詳細なデータおよびその他の地質調査資料がありましたら御提示願います。	回答127のとおり。 現時点では提示した図面以外ありません。
138	業務要求水準書	04	施設の立地条件	第1編	2	(6)					場内の雨水排水先を御教授願います。	回答122のとおり。
139	業務要求水準書	04	施設の立地条件	第1編	2	(6)					清水の沢ダムの堤体詳細図ならびに擁壁の詳細図を御提示願います。	回答127のとおり。
140	業務要求水準書	4	送配水管その他水道施設	第1編	2	(7)					本業務の管理範囲に、「送配水管その他水道施設」が法定外委託として入っていますが、具体的な業務内容を御教示ください。例えば、漏水調査及び復旧作業は含まれるでしょうか。	日常点検及び市の指示による緊急時の弁類操作等とします。漏水調査及び復旧作業は含みません。
141	業務要求水準書	4	第三者委託管理範囲	第1編	2	(7)					維持管理業務で第三者委託となる管理範囲は、新規に更新・設置した施設及び設備と考えてよいでしょうか。	導水管及び配水管を除く全施設を第三者委託による管理範囲とします。
142	業務要求水準書	05	関係法令	第1編	2	(11)					遵守すべき関係法令等が記載されていますが、本事業を行ううえで、地方自治法や地方財政再建促進特別措置法（財政再建計画の策定）も含まれると考えますが、如何でしょうかお示しください	ご理解のとおり。
143	業務要求水準書	5	関連法令等	第1編	2	(11)	①	チ			「その他関連法令等」としてどの様な法令を想定されていますでしょうか。	本事業に関連する全ての法令を想定します。
144	業務要求水準書	05	事業スケジュール	第1編	2	(10)					4頁(9)事業期間、「基本契約の締結時期は変更になる場合がある」とされていますが、基本契約の締結時期が変更された場合には、本項の「①事業契約の締結」時期も合わせて変更されるとの理解でよろしいでしょうか。また、その場合の設計・建設期間、本施設の引渡し期限、供用開始及び運営・維持管理期間はどのようになるのでしょうか。	「①事業契約の締結」時期は回答130の理由により、変更しません。
145	業務要求水準書	05	事業スケジュール	第1編	2	(10)	②				ここで規定される設計・建設期間とは、4頁(7)管理範囲に示される、場外系機械・電気計装設備の設計・施工を実施する期間と考えてよろしいでしょうか。	旭町浄水場及び清水沢浄水場の設計・施工を実施する期間です。

No.	質問項目 (タイトル)	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所							内容	回答
				第1章、 第2章 など	1、2 など	(1)、(2) など	①、② など	ア、イ など	(ア)、(イ) など	a、b など		
	・入札説明書 ・業務要求水準書 など											
	入札説明書	1	事業の概要	第2章	2	(2)					…	
146	業務要求水準書	5	遵守すべき関係法令	第1編	2	(11)					直近の水道事業の変更認可(届出)は、いつですか。	平成8年9月25日に第7期拡張事業変更認可を取得
147	業務要求水準書	5	遵守すべき関係法令	第1編	2	(11)					PFI事業実施にあたり、水道事業の変更認可は必要ですか。	必要ありません。
148	業務要求水準書	6	第三者委託	第1編	3.	(2)					現状、夜間は無人で浄水場を運用しており、更新後においても夜間において無人化が適当だと考えます。よって、第三者委託ではなく、運転管理+包括業務の委託としたほうが内容的に妥当だと考えます。内容の変更をお願いします。	業務要求水準書のとおりとします。
149	業務要求水準書	6	用語の定義	第1章	4	(1)					・「……。なお、事業に関する一般的な用語は基本契約書(案)において定めるものとし、……。とありますが、基本契約書(案)は事業契約書(案)との理解でよろしいでしょうか。	回答24のとおり。
150	業務要求水準書	6	仕様書等	第1編	2	(11)	③	ア位			公共建築工事標準仕様書(建築工事編) 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編) 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編) と記載がありますがいずれの仕様書も国交省 官庁営繕による仕様書と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおり。
151	業務要求水準書	7	給水量	第1編	4	(3)	①				要求する給水量として3800m ³ /日となっていますが、「給水量」とは浄水場から送水流量計(つまり浄水量)による計測値と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおり。
152	業務要求水準書	07	原水水質及び浄水水質	第1編	4	(3)	②				残留塩素の目標値±0.1mg/Lが示されていますが、目標とはSPCが自ら決めるとは何を決めるのでしょうかお示してください	給水区域末端の残留塩素濃度は0.2mg/L以上としておりますが、気温・水温・滞留時間等を考慮して浄水場出口の残留塩素目標値を設定する必要があります。SPCは条件変化に合わせて浄水場出口の塩素濃度目標値を設定願います。
153	業務要求水準書	7	修繕	第1編	4	(1)	③				「事業計画」とは、事業契約書(案)第67条第4項に規定する「業務計画書」、あるいは事業契約書(案)別紙5の長期修繕計画と同じものでしょうか。	事業契約書(案)第67条第4項に規定する「業務計画書」を指します。
154	業務要求水準書	7	修繕	第1編	4	(1)	③				本項で示された「修繕」の定義では、上記で質問しています「機器更新」も含まれているようですが、「機器交換業務」と「修繕」の明確な住み分けをご教示ください。	修繕には機器更新は含みません。
155	業務要求水準書	7	浄水水質	第1編	4	(3)					「別紙30」には、「旭町水系浄水(H17~21)」の記載があり、旭町浄水場の浄水水質要求水準を理解しますが、清水沢浄水場の浄水水質要求水準を御教示願います。	後日提示するものとします。
156	業務要求水準書	7	浄水水質	第1編	4	(3)					平成27年3月までは既設浄水場を運用しますが、その間の浄水水質要求水準を御教示願います。 P21に、「ろ過水濁度が0.1を超過する場合があります。…」とありますので、別紙30の濁度0.01度以下は困難と考えます。	濁度は0.1度以下とし、その他の水質項目は水道法第4条に基づく水質基準とします。

No.	質問項目 (タイトル)	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所						内容	回答	
				第1章、 第2章 など	1、2 など	(1)、(2) など	①、② など	ア、イ など	(7)、(4) など			a、b など
	・入札説明書 ・業務要求水準書 など			第1章、 第2章 など	1、2 など	(1)、(2) など	①、② など	ア、イ など	(7)、(4) など	a、b など		
	入札説明書	1	事業の概要	第2章	2	(2)					...	
157	業務要求水準書	7	浄水水質	第1編	4	(3)					「浄水水質要求水準の残留塩素は、・・・、目標値はSPCが自ら定める」とありますが、末端給水栓までの残留塩素を保証(0.1mg/l以上)をすることは、送配水管その他水道施設は法定外委託であることから範囲対象外と考えます。このことから、浄水出口の残留塩素についての値は指示されるものと考えますがいかがでしょうか。	回答152のとおり。
158	業務要求水準書	07	浄水水質要求水準の残留塩素目標値について	第1章	4	(3)					浄水水質要求水準の残留塩素目標値について、目標値はSPCが自ら定めるとありますが、過去の実績等ありましたら提示していただけないでしょうか？また、「目標値±0.1mg」を超過する浄水を供給した場合、どのような条件下(例えば、超過残留値・継続時間等)において、SPC側のペナルティとなるのでしょうか？ 御教示、願います。	前段：管理日報を閲覧用として提示します。 後段：事業契約書(案)別紙7を参照してください。
159	業務要求水準書	7	前提条件	第1編	4.	(2)					旭町浄水場と清水沢浄水場両方の構築を求めています。旭町浄水場(取水水量もあり、標高も高い)のみ1ヶ所を対象とした更新計画とし、配管接続たほうが工事費・維持管理費などを含め将来的にコストメリットが見込めると思われます。前提条件の変更をお願いします。	業務要求水準書のとおりとします。
160	業務要求水準書	7	残留塩素	第1編	4	(3)	②				残留塩素の目標値はSPCが自ら定めるとありますが、目標値の設定に必要ですので、現在の目標値(管理値)をご教示下さい。	回答152及び158のとおり。
161	業務要求水準書	7	残留塩素目標値	第1編	4	(3)	②				「別紙30に示す浄水水質要求水準の残留塩素は「目標値±0.1mg/l」とし、目標値はSPCが自ら定める。」と記載があります。この目標値設定の参考用資料として管網図等を公表頂けないでしょうか。	回答152及び158のとおり。
162	業務要求水準書	08	構造物及び設備の耐用年数	第1編	4	(3)	④				事業期間終了後も貴市が継続して構造物及び設備を使用する場合には、事業者が事業期間中に実施する維持管理業務と同等以上の維持管理が貴市の責任において実施されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり。
163	業務要求水準書	08	構造物及び設備の耐用年数	第1編	4	(3)	④				事業期間に比べ、相当に長期の耐用年数が示されていますが、本事業の実施のために設立された事業者は事業期間終了後に清算されます。事業者が清算された後の対応は提案に委ねられるとの理解でよろしいでしょうか。	事業契約書(案)第90条の規定による。
164	業務要求水準書	08	本事業期間終了時における本施設の状態	第1編	4	(3)	⑤				事業期間終了後1年以内に更新を要する事がない状態とは、事業終了前の維持管理運営と同等もしくは同等以上の善良な管理者が引き渡しマニュアルに従って更新を起こさない状態であると理解します。お示しください。	ご理解のとおり。
165	業務要求水準書	08	本事業期間終了時における本施設の状態	第1編	4	(3)	⑤				「事業期間終了後1年以内に更新を要することがない状態」の「更新」の定義を御教示願います。また、ここでの更新とは、事業契約書、要求水準書、その他の入札書類等に記載されている「更新」と同義であると考えてよろしいでしょうか。要求水準書の「改築更新(1頁)」「更新整備(1頁)」「既設更新(11頁)」「改修更新(19頁)」「更新補修(19頁)」についても、併せて御教示願います。	更新の定義は、「施設を新しく改める」ことであり、入札説明書等に示す「更新」は全て同義。
166	業務要求水準書	9	対象施設及び業務範囲	第2編	1	(2)					「なお、詳細は別紙のとおり。」と記載がありますが、別紙とはどれを示すのでしょうか。	業務要求水準書「2. 浄水場等整備業務」を指します。
167	業務要求水準書	10	TM(テレメータ)	第2編	1.	(2)					対象施設(「別紙26から28」の内容含む)にTM(テレメータ)の更新が含まれていません。現在の技術を用いた場合、更新後の中央監視装置の構築として無駄な設備となります。TM(テレメータ)は更新の対象としてよろしいでしょうか？	事業者の提案によります。

No.	質問項目 (タイトル)	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所						内 容	回 答	
				第1章、 第2章 など	1、2 など	(1)、(2) など	①、② など	ア、イ など	(ア)、(イ) など			a、b など
	・入札説明書 ・業務要求水準書 など			第1章、 第2章 など	1、2 など	(1)、(2) など	①、② など	ア、イ など	(ア)、(イ) など	a、b など		
	入札説明書	1	事業の概要	第2章	2	(2)					...	
168	業務要求水準書	10	場外系施設	第2編	1.	(2)					場外系施設の既設更新と機能増設がありますが、更新内容と時期は「別紙26から28」に指定されている内容のみを履行すればよいのでしょうか？	回答167のとおり。
169	業務要求水準書	13	対象業務の概要	第2編	1	(3)					「浄水場等（場外系機械・電気設備含む）整備業務」とは、事業契約書（案）別紙1定義50の「施設整備業務」と同義でしょうか。	ご理解のとおり。
170	業務要求水準書	13	対象業務の概要	第2編	1	(3)					「浄水場等（場外系機械・電気設備含む）維持管理業務」とは、事業契約書（案）別紙1定義50の「維持管理業務」と同義でしょうか。	ご理解のとおり。
171	業務要求水準書	13	電波障害対策業務			(3)					・現地見学の際、清水沢浄水場の廻りには住宅が見受けられませんでした。が、電波障害対策は必要なのでしょうか？調査が必要となる特別な理由がありましたらご教示ください。	調査が必要な特別な理由はありませんので、提案書に提示願います。
172	業務要求水準書	13	対象業務の概要	第2編	1	(3)					浄水場等（場外系機械・電気設備含む）維持管理業務のうち修繕業務 旭町及び清水沢浄水場構造物及び機械電気設備の修繕業務 と記載されておりますが、ここでの機械電気設備とは旭町浄水場と清水沢浄水場の設備に限られるのでしょうか。	場外系機械・電気計装設備を含みます。
173	業務要求水準書	14	基本設計、詳細設計の範囲		2-2	(1)					・基本設計の範囲、詳細設計の範囲をご提示下さい。	工事に関わる全ての設計を範囲とします。
174	業務要求水準書	14	除雪について	第2編	1	(3)					本業務においては、旭町・清水沢浄水場への連絡道路の除雪は含まれないものと理解してよろしいでしょうか。	市道の除雪は市が行いますが、降雪の度に除雪はしないので、浄水場運転管理に支障がない範囲で事業者の方で除雪を実施願います。
175	業務要求水準書	14	スケジュール	第2編	2-2	(1)					浄水方法の選定にあたり、実証試験が必要と考えられますが、タイムスケジュールはどのようにお考えですか。	スケジュールは事業者で調整願います。なお、金額の変更は行いません。
176	業務要求水準書	14	設計業務の内容	第2編	2-2	(1)					「補助申請用設計書等の作成や会計検査用の補助資料作成」とありますが、これらの業務は補助申請を行い又は会計検査を受ける貴市が主体と成って行うべき業務であり、事業者は貴市の指示等に従い書類の作成を行うとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり。
177	業務要求水準書	14	地質調査		2-1	(2)					・地質調査において想定外の結果が得られた場合、建屋基礎、仮設工事などの追加費用はご負担頂けるのでしょうか？	事業者の負担とします。
178	業務要求水準書	14	補助申請用設計書		2-2	(1)					・補助申請用の設計書は、応札金額にて取りまとめを行うと言うことでよろしいでしょうか？この時作成する設計書の単価は、公共単価ではなく、こちらで積算したときの単価を用いるという考えでよろしいでしょうか？	前段：ご理解のとおり。 後段：公共単価、見積等とします。
179	業務要求水準書	14	補助申請用設計書等	第2編	2	2-2	(3)				補助申請用設計書等の作成や会計検査用の補助資料作成を事業者の範囲とすることですが、補助申請する主たる申請者は市殿と理解しています。事業者が行える範囲は当該資料の支援に過ぎません。本来市殿若しくは別途コンサルに市殿が委託する範囲と考えます。再考願います。また本内容が事業者となった場合、道庁や厚生省に事業者が伺い、申し入れや協議が出来るとは想定できません	回答176のとおり。
180	業務要求水準書	14	植栽管理業務	第2編	1	(3)					浄水場等（場外系機械・電気設備含む）維持管理業務のうち植栽管理業務 旭町及び清水沢浄水場における植栽の剪定、刈込及び除草等業務 と記載されております。	現状と同程度とします。
181	業務要求水準書	14	設計業務	第2編	2-2	(1)					設計業務には変更認可申請の補助資料作成も含まれますか。	含みません。

No.	質問項目 (タイトル)	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所							内容	回答
				第1章、 第2章 など	1、2 など	(1)、(2) など	①、② など	ア、イ など	(ア)、(イ) など	a、b など		
	・入札説明書 ・業務要求水準書 など			第1章、 第2章 など	1、2 など	(1)、(2) など	①、② など	ア、イ など	(ア)、(イ) など	a、b など		
	入札説明書	1	事業の概要	第2章	2	(2)					...	
182	業務要求水準書	15	施設位置	第2編	2-2	(1)	②④				旭町および清水沢場外施設に位置図からではたどり着けません。行きかたのわかる地図等をご提示下さい。	市建設課上下水道グループで閲覧願います。
183	業務要求水準書	15	施設位置図および名称	第2編	2-2	(1)	②④				旭町および清水沢場外施設のリスト記載の施設が別紙3水道施設位置図に網羅されておりません。各施設の位置図をご提示下さい。またその際、施設名称も統一下さい。	回答182のとおり。
184	業務要求水準書	15	場外施設配置	第2編	2-2	(1)	②④				旭町および清水沢場外施設に関する更新等設計をするにあたり、各施設の配置図をご提示下さい。	回答182のとおり。
185	業務要求水準書	17	旭町浄水場施設概要	第2編	2	2-2	(1)	④			旭町浄水場施設概要における、その他欄の周辺整備（別紙参照）とは、どの資料を示しますか。	別紙9（旭町浄水場配置図）を指します。
186	業務要求水準書	17	旭町第1ダムおよび清水の沢ダムの運用水位について	第2編 細則	2-2	(1)					旭町第1ダムおよび清水の沢ダムの過去10年程度の運用水位（HWL、LWL）を御教示ねがいます。	回答182のとおり。
187	業務要求水準書	17	監視室	第2編	2.	2-1	(1)	④			旭町浄水場と清水沢浄水場双方に監視室（中央監視設備）を設置する設計条件がありますが、いずれかの浄水場でよいと考えます。1ヶ所にすることは出来ますか？	災害時・緊急時に支障とならないよう提案願います。
188	業務要求水準書	17	監視室	第2編	2.	2-1	(1)	④			旭町浄水場と清水沢浄水場双方に監視室を設置する設計条件がありますが、浄水場双方に必ず監視員が常駐することが必須条件でしょうか？必要が無ければ監視室は不要と考えますがよろしいでしょうか。	回答187のとおり。
189	業務要求水準書	17	監視室	第2編	2.	2-1	(1)	④			旭町浄水場と清水沢浄水場双方に監視室（中央監視設備）を設置する設計条件があります。双方を全日無人化として、市役所（役場内事務所）にて遠方監視することは可能でしょうか？	回答187のとおり。
190	業務要求水準書	17	設計条件(ダム水位)								・別紙にダムの常時満水位などの表記がありますが、ダムの水位変動はどれ程あるのかご教示下さい。また実績平均、最大、最低水位をご教示下さい。（旭町第1ダム、清水の沢ダム）	回答182のとおり。
191	業務要求水準書	17	旭町浄水場施設概要	第2編	2-2						周辺設備について、別紙参照となっておりますが、別紙の番号等ご指示願います。	別紙10（旭町浄水場）及び別紙20（清水沢浄水場）を指します。
192	業務要求水準書	17	旭町浄水場施設周辺設備	第2編	2-2						旭町浄水場施設概要及び清水沢浄水場施設概要でのその他の欄にいずれも周辺設備（別紙参照）と記載ありますが別紙とはどの資料を示すのでしょうか。	回答191のとおり。
193	業務要求水準書	17	設計条件	第2編	2-2						設計条件中の旭町浄水場及び清水沢浄水場の処理方式において「基本的にクロードシステムとする。」と記載されております。	事業者の提案によります。
194	業務要求水準書	17	洗浄排水	第2編	2-2	(1)					洗浄排水の排水先をご提示下さい。	回答122のとおり。
195	業務要求水準書	18	清水沢浄水場施設概要	第2編	2-2	(1)	④				表中「その他」の項に「周辺整備（別紙参照）」とありますが、別紙とはどの資料を指すのかご教示下さい。	回答191のとおり。
196	業務要求水準書	18	清水沢浄水場施設概要	第2編	2-2	(1)					清水沢浄水場電気計装設備施設概要に旭町浄水場及び市庁舎での監視と記載がありますが、旭町浄水場での監視機能は、P.26記載の市庁舎に設置するモニターと同様と考えて宜しいでしょうか。なお、操作機能は無いものと考えて宜しいでしょうか。	浄水場の監視は無人運転を前提とします。市庁舎に設置する監視設備には操作機能が必要とします。
197	業務要求水準書	18	新設膜ろ過棟のグレード			(2)					・建屋のグレードはどの程度のものを要求されるでしょうか？管理上必要最小限の機能を有していればよろしいでしょうか？(機能重視)	要求水準書第1編4(3)④によります。

No.	質問項目 (タイトル)	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所						内容	回答	
				第1章、 第2章 など	1、2 など	(1)、(2) など	①、② など	ア、イ など	(7)、(4) など			a、b など
	・入札説明書 ・業務要求水準書 など			第1章、 第2章 など	1、2 など	(1)、(2) など	①、② など	ア、イ など	(7)、(4) など	a、b など		
	入札説明書	1	事業の概要	第2章	2	(2)					...	
198	業務要求水準書	19	旭町 処理水要求水準	第2編	2-2	(2)	⑨				「別紙29に示す浄水水質要求水準値」を「別紙30」と読み替えてよろしいですか。	ご理解のとおり。訂正します。
199	業務要求水準書	19	旭町 施工範囲	第2編	2-2	(2)	⑬				別紙9に示す取り壊しを行なわない「既設浄水池及び上屋」の内、取り壊しを行なわない「上屋」とはどの部分を示すのでしょうか。	別紙10の14/16に示す廊下以外を指します。
200	業務要求水準書	19	旭町浄水場浄水施設設計	第2編	2-2	(2)	⑩				「見学コースはユニバーサルデザインとすること」とありますが、ユニバーサルデザインによる施設設計に当たって参考とすべき基準等があればご教示下さい。(P.24の2-2(3)⑬及びP.27の2-2(7)についても同様。)	特にありません。
201	業務要求水準書	19	旭町浄水場浄水施設設計	第2編	2	2-2	(2)	⑪			「別紙10に示す既設浄水場は基礎部分を含む全てを撤去するものとする」とありますが、別紙10からは基礎形状等の詳細が確認できません。詳細資料をご提示願います。	既存資料で不明な箇所は現地確認願います。
202	業務要求水準書	19	旭町浄水場浄水施設設計	第2編	2	2-2	(2)	⑪			「場内配管も同様に取り壊し撤去を行う事」とありますが、新設施設の建設に支障とならない範囲については残置が可能と考えてよろしいでしょうか。又、別紙10に記載のない配管等が発見された場合は不可抗力と見え、市殿の費用負担による撤去と考えてよろしいでしょうか。	不要となる場内配管類は今回事業で全て撤去します。
203	業務要求水準書	19	旭町浄水場浄水施設設計	第2編	2	2-2	(2)	⑫			「洗砂場施設に付属する既設排水管や仕切弁は更新」とありますが、洗砂場施設の配置や付属する既設排水管や仕切弁の詳細が不明です。詳細資料をご提示願います。	既存資料で不明な箇所は現地確認願います。
204	業務要求水準書	19	旭町浄水場浄水施設設計	第2編	2-2	(2)	⑪				砂洗場下部の浄水池については、全て撤去されていると考えてよろしいですか。	撤去されておりません。
205	業務要求水準書	19	旭町浄水場浄水施設設計	第2編	2-2	(2)	⑬				取り壊しを行わない「既設浄水池及び上屋」の建築図面を提示願います。	回答199のとおり。
206	業務要求水準書	19	旭町浄水場既設施設撤去	第2編	2-2	(2)	⑪				「既設浄水場は基礎部分を含む全てを撤去するものとする。」と記載がありますが、地中杭部分の撤去は範囲外と考えてよろしいでしょうか。	回答201のとおり。
207	業務要求水準書	19	旭町浄水場既設施設撤去	第2編	2-2	(2)	⑪				「また、場内配管、水処理機械設備及び電気計装設備も同様に取り壊し撤去を行う事。」と記載がありますが、場内配管において不要となる埋設部分については撤去しないと考えるとよろしいでしょうか。	回答202のとおり。
208	業務要求水準書	20	旭町 施工範囲	第2編	2-2	(2)	⑰				仮設橋について改修補強のご提案に必要な既設図面及び既設設計計算書についてご提示願います。	既存資料はありません。
209	業務要求水準書	20	旭町浄水場浄水施設設計	第2編	2-2	(2)	⑰				既設橋梁の図面および計算書がありましたら御提示願います。	回答208のとおり。
210	業務要求水準書	20	仮設橋工事	第2編	2-2	(2)	⑰				既設橋梁は別紙7ではいずれも道路橋と示されていますが、これらは道路法上の道路であるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり。
211	業務要求水準書	20	仮設橋工事	第2編	2-2	(2)	⑰				仮設橋に係る法令上・技術上の要求水準はこの条文のみという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり。
212	業務要求水準書	20	仮設橋工事	第2編	2-2	(2)	⑰				「必要な一切の事務手続き」を具体的にお示し願います。	道路管理者、河川管理者との協議及び工事申請・占用申請書作成提出等
213	業務要求水準書	20	仮設橋工事	第2編	2-2	(2)	⑰				「仮設橋は買い取り」とありますが、この「買い取り」とは本事業の他の施設整備とはサービス対価の支払方法が異なるのでしょうか。「買い取り」について具体的内容を御教示願います。	仮設橋のサービス対価の支払い方法は、他の施設整備と同じです。「買い取り」については要求水準書のとおりとします。

No.	質問項目 (タイトル)	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所						内容	回答	
				第1章、 第2章 など	1、2 など	(1)、(2) など	①、② など	ア、イ など	(7)、(4) など			a、b など
	・入札説明書 ・業務要求水準書 など			第1章、 第2章 など	1、2 など	(1)、(2) など	①、② など	ア、イ など	(7)、(4) など	a、b など		
	入札説明書	1	事業の概要	第2章	2	(2)					...	
214	業務要求水準書	20	仮設橋工事		2-2	(2)	⑰				・石狩川水系ボンボロカベツ川は何級河川か、河川管理者は誰か、道路管理者は誰かをご教示下さい。また、河川区域図及び道路台帳図はご提示いただけるとの理解でよろしいでしょうか。 ・道路橋5橋の構造計算書、竣工図面及び地質報告書はご提示いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	前段：事業者で調査ください。各種図面は市で確認ください。 後段：回答208のとおり。
215	業務要求水準書	20	清水沢浄水場浄水施設設計	第2編	2	2-2	(3)	①			「その後昭和53年8月に急速ろ過池を2池増設し」とありますが、別紙20(37/55～)におけるS55清水沢浄水場改修工事がこれに該当すると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおり。
216	業務要求水準書	20	旭町浄水場側仮設橋工事	第2編	2-2	(2)	⑰				「既設橋梁を改修補強しての提案を行う場合には、設計計算書、補強計算書の添付を原則とする。」と記載がありますが既設橋梁建設時の設計計算書等は貸与して頂けるのでしょうか。	回答208のとおり。
217	業務要求水準書	20	仮設橋工事	第2章	2-2	(2)	⑰				既存橋梁を改修補強する場合、設計計算書、補強計算書を添付することとありますが既存橋梁の設計図書(地質調査結果、構造計算書含む)の公開は可能でしょうか。	回答208のとおり。
218	業務要求水準書	23	清水沢北側改修について	第2編	2-2	(3)	⑤				既設浄水場北側の改修改良は認めないとのことですが、清水沢浄水場の施設を別紙13に示された配置に整備するためには搬入路にあたる部分を整地する必要があります。どこまでの範囲は改修可能ですか。また、現在の搬入路を整地した場合、代わりの搬入ルートについてご指示ありますでしょうか。	清水沢浄水場北側の法留め工に影響の無いように配置願います。搬入道路の改造は可能です。ルートは事業者の提案によります。
219	業務要求水準書	23	清水沢更新範囲	第2編	2-2	(3)	⑦				機械設備、電気計装設備について3年以内の設備以外は全て更新とのことですが、3年以内に更新された機器についてご教示願います。	回答127のとおり。
220	業務要求水準書	23	清水沢浄水場浄水施設設計	第2編	2-2	(3)	④				「上記で不足する施設は別紙13に示す位置に増設するものとして計画すること。」とありますが、別紙13では敷地北側のアクセス道路取付部を撤去しているような計画になっています。一方、⑤では「既設浄水場北側に位置する地形その他構造物の改修改良は一切認めない」とありますが、当該アクセス道路の扱いをご教示下さい。	回答218のとおり。
221	業務要求水準書	23	清水沢浄水場浄水施設設計	第2編	2	2-2	(3)	④			「上記で不足する施設は…増設をする…」とは、事業者提案により既存施設では不足する施設について、増設を行うとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり。
222	業務要求水準書	23	清水沢浄水場浄水施設設計	第2編	2-2	(3)	3	③			現在の既設浄水場は建築基準法上は既存不適格建築物に該当すると考えられます。当初建築確認申請を提出した時の図面および計算書を御提示願います。	別紙20を参照し、ご検討ください。
223	業務要求水準書	23	清水沢浄水場浄水施設設計	第2編	2-2	(3)	3	④			既設浄水池とダム間の空きスペースに構造物を新設するにあたり、留意すべき法的基準(条件)がありましたら御教示願います。 また、地下部分には既設ろ過池など埋設物は何も無いものと考えてよろしいでしょうか。	前段：河川敷地、ダム用地の範囲を確認願います。 後段：既設緩速ろ過池が残置している可能性があります。現地を確認願います。
224	業務要求水準書	23	清水沢浄水場浄水施設設計	第2編	2-2	(3)	3	⑤			地滑り危険地帯の範囲を御教示願います。また、別紙13の新設浄水場の位置が搬入道路上に配置されています。搬入道路の改造は可能と考えてよろしいでしょうか。	清水沢浄水場北側の法留め工に影響の無いように配置願います。搬入道路の改造は可能です。地滑り危険地帯の範囲は市で閲覧願います。
225	業務要求水準書	23	清水沢浄水場浄水施設設計	第2編	2-2	(3)	3	⑤			別紙12の搬入道路横断図がありましたら御提示願います。	ありません。

No.	質問項目 (タイトル)	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所						内 容	回 答	
				第1章、 第2章 など	1、2 など	(1)、(2) など	①、② など	ア、イ など	(ア)、(イ) など			a、b など
	・入札説明書 ・業務要求水準書 など			第1章、 第2章 など	1、2 など	(1)、(2) など	①、② など	ア、イ など	(ア)、(イ) など	a、b など		
	入札説明書	1	事業の概要	第2章	2	(2)					...	
226	業務要求水準書	24	(処理方式)	第2編	2-2	(3)	㊸	ウ			「ろ過洗浄排水は直接排水せずに一旦排水槽へ滞留させたのち、排水すること。」と記載されております。こちらの記載事項を採用と考えればよろしいのでしょうか。	ご理解のとおり。
227	業務要求水準書	24	既設盤更新について	第2編	2-2	(3)	㊸				機側盤も含め3年以内に設置された設備以外は全て更新すると記載がありますが、3年以内に設置された設備は既設を流用する必要がありますか。	事業者の提案によります。
228	業務要求水準書	24	清水沢 見学コースについて	第2編	2-2	(3)	㊸				「見学コースはユニバーサルデザインとすること」との記載がありますが、既設を利用する場合はその範囲外と考えてよろしいですか。	ご理解のとおり。
229	業務要求水準書	24	清水沢 要求水準について	第2編	2-2	(3)	㊸				別紙30は旭町浄水水質についての記載のみですが清水沢についても同様と考えてよろしいですか。	回答155のとおり。
230	業務要求水準書	24	清水沢浄水場浄水 施設設計	第2編	2-2	(3)	㊸				「3年以内に設置された設備以外は全て更新するものとする」とありますが、この規定は、3年以内に設置された設備は更新してはならないという事も指しているのでしょうか。	3年以内に設置された施設の更新をしてはならないということではありません。
231	業務要求水準書	24	清水沢浄水場浄水 施設設計	第2編	2-2	(3)	㊸				「3年以内に設置された設備以外は全て更新するものとする」とありますが、3年以内に設置された設備はどれかご教示下さい。	回答127のとおり。
232	業務要求水準書	24	清水沢浄水場浄水 施設設計	第2編	2	2-2	(3)	㊸			「膜ろ過装置については…」とありますが、本内容は施設を増設する場合にのみ適用されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり。
233	業務要求水準書	24	清水沢浄水場浄水 施設設計	第2編	2-2	(3)	3	㊸			場内整備工事を行う範囲（敷地境界）を御教示願います。	浄水場内とします。
234	業務要求水準書	24	清水沢浄水場浄水 施設設計	第2編	2-2	(3)	3	㊸			既存浄水池の図面が古いこともあり、細部の記載内容がわかりません。原図を借用することは可能でしょうか。	貸与します。
235	業務要求水準書	24	清水沢浄水場場内 舗装工事	第2編	2-2	(3)	㊸				場内舗装工事は、1,000m2以上 と記載ありますが具体的な想定範囲を御教示願えないでしょうか。	既設及び新設浄水場の周囲を想定。舗装面積は300m2に訂正します。
236	業務要求水準書	25	電気設備設計	第2編	2-2	(5)	㊸	ア、イ			受変電設備は、屋外設置としても宜しいでしょうか。 動力制御盤は、電気室を設けず、機側設置としても宜しいでしょうか。	電気室を設け、屋内設置とします。
237	業務要求水準書	25	薬品注入 空調について	第2編	2-2	(4)	㊸	カ			清水沢浄水場の既設建屋を利用する場合、空調でない方法を用いて温度管理することは可能ですか。	事業者の提案によります。
238	業務要求水準書	26	監視制御設備	第2編	2-2	(5)	㊸	ア			「市庁舎に別途設置するモニター」とありますが、このモニターの設置及び監視制御設備との接続等の工事は、本事業の範囲外との理解でよろしいでしょうか。	本事業に含みます。
239	業務要求水準書	26	監視制御設備	第2編	2-2	(5)	㊸	ア			中央監視設備には遠方操作機能、トレンド機能、帳票機能を設けることとありますが、当該中央監視設備は、先日公表された事業計画書【概要版】5ページに記載のとおり、旭町浄水場に設置するとの理解でよろしいでしょうか。	別紙28に示すとおり。
240	業務要求水準書	26	監視制御設備	第2編	2-2	(5)	㊸	ア	(ア)		「遠方」とは、具体的にはどこを指していますか、ご教示下さい。	市庁舎をいいます。
241	業務要求水準書	27	浄水棟設計	第2編	2	2-2	(7)				ユニバーサルデザインは見学者コースのみに適用されると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおり。
242	業務要求水準書	27	浄水棟設計（旭 町・清水沢浄水場 共通）	第2編	2-2	(7)					「ユニバーサルデザインとすること。」とありますが、これは(2)㊸及び(3)㊸にあるとおり見学者コースについての規定であり、浄水場全体の設計条件ではないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり。

No.	質問項目 (タイトル)	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所						内容	回答	
				第1章、 第2章 など	1、2 など	(1)、(2) など	①、② など	ア、イ など	(ア)、(イ) など			a、b など
	・入札説明書 ・業務要求水準書 など			第1章、 第2章 など	1、2 など	(1)、(2) など	①、② など	ア、イ など	(ア)、(イ) など	a、b など		
	入札説明書	1	事業の概要	第2章	2	(2)					...	
243	業務要求水準書	27	場内配管の埋設深さについて	第2編 細則	2-2	(6)					導水・配水配管等、凍結深度を考慮した標準的な埋設深さを教示願います。	管の土被りは1.2m以上を標準とします。
244	業務要求水準書	27	付帯施設設計	第2編	2	2-2	(8)	①	ウ		ITVカメラ、センサーなどの設置範囲（警備対象範囲）は事業者提案によるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおり。
245	業務要求水準書	27	付帯施設設計	第2編	2-2	(8)					予定している門扉の設置位置を御指示願います。またフェンスの設置にあたっては、車両などの侵入可能な部分に限定して設置する考えでよろしいでしょうか。	事業者の提案によります。
246	業務要求水準書	27	門扉、フェンス等	第2編	2-2	(8)	①				門扉、フェンス等は浄水場の敷地全体を囲うことを指しているのでしょうか、それとも入場者管理のために必要な施設を適宜計画すれば良いという理解でよろしいでしょうか。	入場者管理のための必要施設を適宜、計画願います。
247	業務要求水準書	27	ユニバーサルデザインについて	第2編 細則	2-2	(7)					ユニバーサルデザインについて、P19⑥には「見学コースはユニバーサルデザイン」とありますが、どちらを優先させるべきなのか基本的な考え方を教示願います。	見学コースはユニバーサルデザインとします。見学コースは事業者提案とします。
248	業務要求水準書	27	場内配管設計	第2編	2-2	(6)					参考資料として場内配管ルート詳細及び埋設深さが分かる資料を公表願えないでしょうか。（旭町及び清水沢浄水場の両方）	既存資料は別紙10及び別紙20のとおり。これ以外は現地確認が必要です。
249	業務要求水準書	28	完成検査	第2編	2-2	(12)					「市の検査」とは、事業契約書(案)第39条第1項及び第2項で規定される「設計書の内容が、業務要求水準書及び事業者提案に適合するか否かを確認」することを指すのでしょうか。	ご理解のとおり。
250	業務要求水準書	28	場外施設	第2編	2-2	(9)					場外施設の設計について別紙25～28に記載の記載のない配線配管等について内容が分かる書類をご提示願います。	回答127のとおり。
251	業務要求水準書	28	付帯施設設計	第2編	2	2-2	(8)	⑤	イ		道路内排水柵の位置をご提示ください。	回答127のとおり。
252	業務要求水準書	28	設計業務	第2編	2-2	(8)	⑤	イ			道路内排水柵の位置をご提示下さい。	回答127のとおり。
253	業務要求水準書	29	説明会等	第2編	2-3	(2)	②	ア			説明会資料は、貴市の指示に基づき事業者が作成する、との理解で宜しいでしょうか。また、現時点において想定されている説明会等の規模と開催回数を御教示願います。	関係者に対し、1回程度の説明会を開催します。資料内容は事業者の提案によります。
254	業務要求水準書	29	電波障害等対策業務	第2編	2-3	(2)	①				ア～キに列挙した各業務のうち、(1)②電波障害業務はアを指すと思われるのですが、残るイ～キは(1)①③のいずれに属するもののでしょうか、ご教示下さい。	①→ウ ③→イエオカ が対応します。
255	業務要求水準書	29	電波障害等対策業務	第2編	2-3	(1)					周辺環境調査、電波障害調査、生活環境影響調査は清水沢浄水場のみと判断してよろしいですね。	ご理解のとおり。
256	業務要求水準書	29	本業務の実施に当たっての留意事項	第2編	2	2-3	(2)				本事業は、以下の調査を適切な方法で行うとのことでア電波障害調査イ騒音及び振動等が記載されていますが、新設の浄水場についてと理解しますが宜しいでしょうかお示しください	ご理解のとおり。
257	業務要求水準書	29	場外施設の工事範囲	第2編	2-4	(1)	②④				各場外施設で門扉が損傷しているもの等見受けられますが、これらの更新、および修繕は範囲外と考えてよろしいですか。	範囲とします。
258	業務要求水準書	32	工事範囲	第2編	2	2-4	(2)	③	オ		「別紙32参照」とありますが、別紙32からは道路内排水柵に関する内容が確認できません、資料のご提示をお願いします。	回答127のとおり。

No.	質問項目 (タイトル)	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所						内容	回答
				第1章、 第2章 など	1、2 など	(1)、(2) など	①、② など	ア、イ など	(ア)、(イ) など		
	・入札説明書 ・業務要求水準書 など										
	入札説明書	1	事業の概要	第2章	2	(2)				...	
259	業務要求水準書	32	工事範囲 浄水場外施設	第2編	2	2-4	(2)	③	イ	「(1)②及び④」に示した施設について、水質計器を設置することとありますが、全ての施設が対象でしょうか。P15、P16に記載の機能増設の水質欄に○印がある施設のみ対象でしょうか、御教示願います。	資料25、27を正とします。P15は訂正します。
260	業務要求水準書	33	浄水場施設台帳システム	第2編	2	2-4	(2)	⑤		浄水場設備台帳システムは、市が所有するシステムを利用するとありますが、システムの具体的な内容を御教示願います。	回答182のとおり。
261	業務要求水準書	33	浄水場設備台帳システムの構築	第2編	2-4	(2)	⑤			本業務は、既存のシステムに本事業で整備した施設のデータを登録するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり。
262	業務要求水準書	33	出来高検査	第2編	2	2-4	(2)	⑥		建設工事過程の出来高について市に報告し、出来高検査及び完成検査を受けるとは、年度出来高申請を行うことで、国庫補助金の交付を受けるとの理解でよろしいでしょうかお示しください	出来高検査は、工事の進捗状況を市が把握することを目的とします。
263	業務要求水準書	33	出来高検査及び完成検査	第2編	2-4	(2)	⑥	イ		「国庫補助対象施設」の定義を御教示願います。	国庫補助金の交付要綱によります。
264	業務要求水準書	34	主な業務	第2編	3-1	(1)				平成22年8月9日付で公表された『PFI実施方針に関する質問の回答書』のNO.14及び15では、サービス業務の具体的な内容について「入札説明書等で示します」とのご回答でした。①～⑩に「サービス業務」は有りませんが、具体的な内容が各業務に含まれているとの理解でよろしいでしょうか。	回答18のとおり。
265	業務要求水準書	34	経費の負担	第2編	3-1	(2)	⑩			～光熱水費については、別途庁舎管理者と協議の上決定するとありますが、当該協議は入札前に行い、その内容に従い提案価格に反映させるとの理解でよろしいでしょうか。そうでない場合は、見積りに影響がありますので、単価をご教示いただけませんか。	無償です。
266	業務要求水準書	34	経費の負担	第2編	3-1	(2)	⑩			当該項目の光熱水費の負担は、事業契約書(案)第72条第1項の規定に基づくものと理解してよろしいでしょうか。	光熱水費は、事業契約書(案)第72条第1項の規定に基づくものではありません。
267	業務要求水準書	34	経費の負担	第2編	3-1	(2)	⑫			「事業者が受託者が」は「事業者が」と読み替えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおり。受託者を削除します。
268	業務要求水準書	34	経費の負担	第2編	3-1	(2)	⑫			「市との協議により・・・補修工事等の復旧を行った場合」とあり、要求水準書の他の項目や事業契約書(案)には該当する事項がないものと思われま。具体的にどのような事象を想定されているのか御教示下さい。	新設施設の補修工事は事業者、既存施設の補修工事は市が負担します。
269	業務要求水準書	34	浄水場施設運転維持管理業務	第2編	3					本業務は、第1編1(5)③施設の運営及び維持管理に関する業務と同義という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり。
270	業務要求水準書	34	浄水場施設運転維持管理業務	第2編	3					本業務は、第2編1(3)表中の浄水場等(場外系機械・電気設備含む)維持管理業務と同義という理解でよろしいでしょうか。	場外系機械・電気計装施設維持管理業務はP-45以降に記載しており、この内容とP-34以降の内容を合わせたものが第2編1(3)表中の内容と同義です。
271	業務要求水準書	34	浄水場施設運転維持管理業務	第2編	3-1	(1)	⑦			見学者対応業務とは、第2編1(3)表中の見学対応業務と同義という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり。

No.	質問項目 (タイトル)	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所							内容	回答																				
				第1章、 第2章 など	1、2 など	(1)、(2) など	①、② など	ア、イ など	(ア)、(イ) など	a、b など																						
	・入札説明書 ・業務要求水準書 など			第1章、 第2章 など	1、2 など	(1)、(2) など	①、② など	ア、イ など	(ア)、(イ) など	a、b など																						
	入札説明書	1	事業の概要	第2章	2	(2)					...																					
272	業務要求水準書	34	運転管理業務	第2編	3-1	(1)					旭町及び清水沢浄水場での既設設備の維持管理内容検討において参考として現状使用されている薬品の種類と銘柄を公表願えないでしょうか。	以下のとおりです。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>納入業者</th> <th>製造業者</th> <th>商品名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>バック</td> <td>達都化学産業㈱</td> <td>北海道曹達</td> <td>ノースバック</td> </tr> <tr> <td>ソーダ灰</td> <td>達都化学産業㈱</td> <td>セントラル電子</td> <td>ソーダ灰</td> </tr> <tr> <td>液体苛性ソーダ</td> <td>達都化学産業㈱</td> <td>北海道曹達</td> <td>液体苛性ソーダ20%</td> </tr> <tr> <td>次亜塩素酸Na</td> <td>ネオラックス㈱</td> <td>鶴見曹達</td> <td>ソルクロンN-40</td> </tr> </tbody> </table>		納入業者	製造業者	商品名	バック	達都化学産業㈱	北海道曹達	ノースバック	ソーダ灰	達都化学産業㈱	セントラル電子	ソーダ灰	液体苛性ソーダ	達都化学産業㈱	北海道曹達	液体苛性ソーダ20%	次亜塩素酸Na	ネオラックス㈱	鶴見曹達	ソルクロンN-40
	納入業者	製造業者	商品名																													
バック	達都化学産業㈱	北海道曹達	ノースバック																													
ソーダ灰	達都化学産業㈱	セントラル電子	ソーダ灰																													
液体苛性ソーダ	達都化学産業㈱	北海道曹達	液体苛性ソーダ20%																													
次亜塩素酸Na	ネオラックス㈱	鶴見曹達	ソルクロンN-40																													
273	業務要求水準書	34	運転管理業務	第2編	3-1	(1)					旭町及び清水沢浄水場での既設設備の維持管理内容検討において参考として契約毎の電気料金（月別、年度別）を公表願えないでしょうか。（費用算定のため）	公表します。																				
274	業務要求水準書	34	経費の負担	第2編	3-1	(2)					「（市が貸与する物品を除く。）」と記載がありますが貸与して頂ける物品とは具体的に何があるのでしょうか。	別紙32に示すとおり。																				
275	業務要求水準書	35	運転管理マニュアル	第2編	2	3-2	(2)	④			運転管理マニュアルを作成するにあたり、平成26年まで使用する既存施設の現在使用されているマニュアルは開示して頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり。																				
276	業務要求水準書	35	運転管理マニュアル	第2編	3-2	(2)	④				運転管理マニュアルの作成・承認の時期は、既存設備が平成23年度中、新施設が平成27年度中という理解でよろしいでしょうか。	現施設：事業契約後60日以内 新施設：平成27年4月1日 とします。																				
277	業務要求水準書	35	法定点検	第2編	3-3	(1)					「関係法令により必要な法定点検」の具体的内容をご教示ください。	水道維持管理指針を参照ください。																				
278	業務要求水準書	35	保守点検業務	第2編	3-3						保守点検業務とは、2ページ第1編2(5)③に記載の(イ)維持管理・保守点検業務を指すとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり。																				
279	業務要求水準書	35	保守点検マニュアル	第2編	3-3	(2)	③				保守点検マニュアルの作成・承認の時期をご教示ください。	回答276のとおり。																				
280	業務要求水準書	35	保守点検マニュアル	第2編	3-3	(2)	④				“精密点検（試験検査）”とは、どのようなものを想定されていますか。	総合試験（測定性能試験・電気保安試験・入出力試験）などを想定します。詳細は水道施設維持管理指針を参照ください。																				
281	業務要求水準書	36	浄水（給水栓）の水質基準項目について	第2編 細則	3-4	(1)	②				浄水（給水栓）の水質基準項目について、水質基準項目が設定されていますが、この基準項目は浄水場出口において適用されるべきと考えます。給水栓については、送水管のなかを通水されるなかで、水質的に悪化することも想定されるのであくまでも管理目標値とすべきだと考えますがいかがでしょうか。	浄水場出口の管理目標値とし、給水区域末端での水質は水質基準値を満たすものとします。 回答152を併せて参照ください。																				
282	業務要求水準書	36	水質検査の採水地点	第2編	2	3-4	(1)	①			浄水の採水地点に給水栓が含まれていますが、具体的採水場所（箇所数・住所など）を御教示願います。 又、給水栓の毎日検査は現状どのように行っているか（遠隔監視or運転管理者による検査or市民による検査委託など）後教示願います。	要求水準書資料 別紙42を参照願います。																				
283	業務要求水準書	39	修繕業務	第2編	3-5	(1)					修繕業務の対象となる、施設及び設備は、新規に改修・設置した施設及び設備と考えてよろしいでしょうか。既存の土木施設等の修繕は甲の負担と考えてよろしいでしょうか。	前段：修繕業務の対象施設は、導送配水管を除く既存施設全体とします。 後段：回答268のとおり。																				
284	業務要求水準書	39	定期修繕計画	第2編	3-5	(2)	①				定期修繕計画の策定は、今回提案時の様式Ⅲ-20～21との理解でよろしいでしょうか。	定期修繕計画の内容は、今回提案内容と同様ですが、計画書は改めて提出願います。																				

No.	質問項目 (タイトル)	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所						内容	回答	
				第1章、 第2章 など	1、2 など	(1)、(2) など	①、② など	ア、イ など	(7)、(4) など			a、b など
	・入札説明書 ・業務要求水準書 など			第1章、 第2章 など	1、2 など	(1)、(2) など	①、② など	ア、イ など	(7)、(4) など	a、b など		
	入札説明書	1	事業の概要	第2章	2	(2)					...	
285	業務要求水準書	39	ユーティリティ調 達・管理業務	第2編	2	3-6	(1)				平成26年まで使用する既存施設の、これまでのユーティリティ費用実績について御教示願います。	回答273のとおり。
286	業務要求水準書	40	警備業務	第2編	3-9						本業務に係る警備業法等の扱いについて、ご教示下さい。	定期見回りと遠方監視による警備（機械警備業）
287	業務要求水準書	40	警備業務	第2編	3-9						本業務は、現地への警備員の配置を必要とするものではないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり。
288	業務要求水準書	40	警備業務	第2編	3-9						平成22年8月9日付けで公表された『PFI実施方針に関する質問の回答書』のNO.18では、「保安業務」が警備業法上の警備業務となるか、その際の対象は「機械警備業」かとの質問に対して「入札説明書等で示します」とのご回答でした。要求水準書で「警備業務」と規定されたことから、警備業法上の警備業務と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおり。
289	業務要求水準書	40	見学対応業務	第2編	2	3-8	(1)				およその年間受入回数を御教示願います。	年間5回程度を想定。
290	業務要求水準書	40	見学対応業務	第2編	3-8	(1)					「見学者の引率並びに説明等」とありますが、旭町浄水場及び清水沢浄水場での見学者への対応は全て事業者が行うのでしょうか。また、「・・・説明等」の「等」について、現時点で想定されている内容を具体的にお示し願います。	前段：対応は全て事業者が行うものとします。 後段：「等」については(2)本業務の実施に当たっての留意事項①②をいいます。
291	業務要求水準書	40	見学対応業務	第2編	3-8	(2)	③				年間の受け入れ予定人数は、どのようにお考えでしょうか。見学者対応業務の具体的検討が必要となりますので、是非ご回答を御願い致します。	市内小学校1学年当たりの児童・教職員数を40人と想定し、年間200人程度でお考えください。
292	業務要求水準書	40	膜交換業務	第2編	3-7						膜交換業務とは、3ページ第1編2(5)③に記載の(ハ)機器交換業務を指すとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり。
293	業務要求水準書	40	用水使用量	第2編	3-6	(2)	⑤				衛生用水および作業用水の報告のための量水器は、本工事で設置するのでしょうか。	使用水量の計量が出来るよう、量水器を設置ください。
294	業務要求水準書	41	ITVカメラ・赤外線センサー	第2編	3-9	(2)	③				警備業務を行う上で24時間監視対応可能な設備であればITVカメラ及び赤外線センサー同等の監視装置の導入を提案してもよろしいでしょうか。	提案願います。
295	業務要求水準書	41	危機管理マニュアル	第2編	3-11	(1)					危機管理マニュアルは貴市の承認が必要となりますか。必要な場合は、平成23年度中の提出と考えてよろしいでしょうか。	現施設の運転管理に伴う危機管理マニュアルは平成23年5月末に提出願います。市の承認が必要となります。
296	業務要求水準書	41	警備業務の実施に 当たっての留意事項	第2編	3-9	(2)	①				事業者が策定する警備業務計画について、市の承認は必要でしょうか。（他の計画、マニュアルの類が市の承認を得る必要があると規定されているため質問します。）	市の承認が必要です。
297	業務要求水準書	41	検針・集金業務	第2編	3-12						検針・集金業務とは、3ページ第1編2(5)③に記載の(サ)水道事業検針・集金業務を指すとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり。
298	業務要求水準書	41	検針・集金業務	第2編	3-12						当該業務は事業契約書(案)に該当する条文がないものと思われま。事業契約書(案)との平仄を合わせて載せますよう御願い致します。	事業契約書(案)に記載します。
299	業務要求水準書	42	検針・集金業務の 実施に当たっての 留意事項	第2編	3-12	(2)					別紙40の内容から、水道使用料と下水道使用料は使用者に対して一緒に（まとめて）請求されるものと判断されますが、集金業務と滞納整理業務の対象はあくまで水道使用料のみと理解してよろしいでしょうか。	別紙40の内容から、「水道使用料・下水道使用料通知書兼領収書」となっているため、下水道使用料も含まれます。
300	業務要求水準書	42	検針員	第2編	3-12	(2)	⑤				雇用条件等は当事者間の契約によるとありますが、見積に影響がありますので、該当員数及び給与等の条件を予めご教示いただけませんか。ご教示いただけない場合、条件交渉の過程で提案価格が増加した場合は、別途市が負担していただけたとの理解でよろしいでしょうか。	別紙36～39の予定数量を参照ください。また、検針員の定数は4名としてます。給与については事業者にて提案ください。

No.	質問項目 (タイトル)	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所						内容	回答
				第1章、 第2章 など	1、2 など	(1)、(2) など	①、② など	ア、イ など	(7)、(4) など		
	・入札説明書 ・業務要求水準書 など										
	入札説明書	1	事業の概要	第2章	2	(2)				...	
301	業務要求水準書	42	検針員の雇用について	第2編	3-12	(2)				H21～23年度の検針員は、当社直接雇用による社員です。本項による継続雇用を求める検針員とは当社検針員との理解でよろしいでしょうか。	3の3-12(2)⑤は削除します。
302	業務要求水準書	42	植栽管理業務	第2編	2	3-13	(1)			「場内全ての外構施設について」とありますが、各資料からは旭町及び清水沢浄水場の境界が確認できない為、草刈等の費用算定が困難です。境界が明示された資料をご提示願います。	場外施設で延べ50人程度、浄水場（旭町・清水沢）で延べ10人の合計60人程度の人工を想定ください。
303	業務要求水準書	42	植栽管理業務について	第2編	3-13	(1)				『～草刈、剪定及び害虫駆除を行い～』の害虫駆除には蜂が想定されますが、ダム本体に巣を作った場合は貴市リスクと理解してよろしいでしょうか。	ダム本体など市管理施設で生じる障害事項は市が対応します。
304	業務要求水準書	42	滞納整理業務	第2編	3-12	(2)				「市が指示する新規利用者及び未納者に対して」とありますが、その数は年間どの位を想定すればよろしいですか。	新規利用者は500件/年、未納者は600件/年程度です。
305	業務要求水準書	42	滞納整理について	第2編	3-12	(2)				滞納整理業務は、貴市・他グループと連携を図る形での料金徴収も今後考えられずを行う必要もあることから、滞納者に対する催促は貴市の範囲において実施されるほうが効率的と考えますが、いかがでしょうか。	業務要求水準書のとおりとします。
306	業務要求水準書	42	滞納整理について	第2編	3-12	(2)				「市が指示する新規利用者及び未納者～」とありますが、具体的にどのような基準で、また、何件の催促件数が見込まれますか。	回答304のとおり。
307	業務要求水準書	42	メーター検針	第2編	3-12	(2)				メーター検針は毎月検針となっていますが、冬季の積雪により確認できない場合の対応についてご教示下さい。	直近3か月間の月平均値を仮計上し、メーター検針が可能となった時点で精算します。
308	業務要求水準書	42	臨時職員の雇用	第2編	2	2-12	(2)	⑤		検針員として雇用している臨時職員を原則雇用すること。雇用条件等は当事者間で契約とのことですが、契約条件について一般的でない無い条件は存在しないとの理解ですが、お示しください	回答301のとおり。
309	業務要求水準書	42	検針員（臨時職員）の継続雇用	第2編	3-12	-2	⑤			「検針員は、平成23年度に限り・・・臨時職員を原則として雇用すること。」とありますが、参考に現状の雇用条件（費用、人数含む。）を公表願います。	回答301のとおり。
310	業務要求水準書	42	水道メーター検針業務	第2編	3-13	(2)	⑤			検針員は、平成23年度に限り本市が検針員として雇用している臨時職員を原則として雇用することとありますが、雇用条件等が合意に至らず事業者が当該職員を雇用しなかった場合でも、事業者が当該職員から損害賠償請求等を受けることはないかと理解してよろしいでしょうか。	回答301のとおり。
311	業務要求水準書	43	事業終了時の引継ぎ業務	第2編	3-14					本業務に係る用水は、市の供給によるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり。
312	業務要求水準書	43	事業終了時の引継ぎ業務	第2編	3-15	(1)				「本事業の終了後に市が引き続き運転を継続」とありますが、事業期間終了後は必ず貴市が運転を行うのでしょうか。例えば、事業期間終了の3～5年前から、事業終了後の施設の運転維持管理について貴市と事業者が協議を行う等の措置は検討されないのでしょうか。	ここでの市とは、市が維持管理を委託する事業者を含めた広義の対象を指します。

No.	質問項目 (タイトル)	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所						内容	回答	
				第1章、 第2章 など	1、2 など	(1)、(2) など	①、② など	ア、イ など	(ア)、(イ) など			a、b など
	・入札説明書 ・業務要求水準書 など			第1章、 第2章 など	1、2 など	(1)、(2) など	①、② など	ア、イ など	(ア)、(イ) など	a、b など		
	入札説明書	1	事業の概要	第2章	2	(2)					...	
313	業務要求水準書	43	市に対して運転方法等の指導	第2編	2	2-12	(2)	②			本マニュアルを基に市に対し運転方法等の指導を行うとのことですが、運転指導を受ける技術レベルは本件事業契約で請負っている維持管理会社同等以上の技術レベルや知見を有すると理解しますが、如何でしょうかお示してください	ご理解のとおり。
314	業務要求水準書	43	植栽管理業務	第2編	3-13						本業務に係る用水は、市の供給によるとの理解でよろしいでしょうか。	回答311のとおり。
315	業務要求水準書	43	植栽管理業務の実施に当たっての留意事項	第2編	3-13	(2)	②				剪定、刈込み、除草等の頻度はどの程度を想定されているのでしょうか。可能であれば、過年度の実績が分かる資料等を提供いただけないでしょうか。(P.48の4-4(2)②についても同様。)	年2回程度を想定します。
316	業務要求水準書	43	清掃業務	第2編	3-15	(2)	①				「運転マニュアル」とは、35ページ3-2(2)④の運転管理マニュアルと同義という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり。
317	業務要求水準書	43	施設の引渡し	第2編	3-15	(2)	①				事業期間終了時に、全ての施設が本書で示した性能を発揮できる機能を有し、事業期間終了後1年以内に更新を要することのない状態で市に引渡すこととありますが、本事業はBTOであり、試運転の終了後、施設は市に引き渡されているものと理解しております。	事業契約書(案)第90条の規程によります。
318	業務要求水準書	43	廃棄物処理	第2編	3-14	-2	③				「廃棄物の保管及び処理を行うこと。」と記載がありますが、維持管理業務において発生した産業廃棄物(汚泥、交換後部品等)処分については、施設所有者(事業主)である夕張市様と考えてよろしいでしょうか。なお、一般廃棄物については請負者の処分範囲と考えます。	ご理解のとおり。
319	業務要求水準書	47	植栽管理業務	第2編	2	4-4	(2)				場外系機械・電気計装施設の植栽の手入れ整備をするうえで、対象の規模及び現在実施している内容(回数)を御教示願います。	回答302のとおり。
320	業務要求水準書	47	電気主任技術者点検	第2編	4-2	(2)	③				「ポンプ場については、電気主任技術者点検対象施設である」とありますが、これは“自家発点検業務”との理解でよろしいでしょうか。また、当該点検は、浄水場施設においては指示がありませんが、ポンプ場施設に限定した業務なのでしょうか。また、浄水場・場外系とも、自家用電気工作物電気保安業務に関する記述がありません。	必要な施設は全て含みます。
321	業務要求水準書	47	保守点検業務	第2編	4-2	(2)	⑧				「浄水場に新設する水質モニター及び遠方監視設備に要する電力費及び遠方監視設備の回線使用料は事業者が支払うこと。」とありますが、浄水場は場外系機械・電気計装施設の範囲外と思われます。この条文が本項に記載されている趣旨をご教示下さい。	「浄水場に」を削除します。
322	業務要求水準書	47	保守点検項目・頻度	第2編	4-2	(1)					場外系施設の保守点検に関して、点検項目及び頻度は別紙33で示されているものを下回らないこと、とありますが、浄水場施設の保守点検項目にはない記述ですので場外系施設に限った指示事項なのでしょうか。また、本業務は第三者委託であり、受託水道業務技術管理者の裁量で施設機能を保持していくものと考えます。したがって、別紙33の点検項目及び頻度は“参考”であって、実際の保守点検計画は施設現況に見合ったものとして立案するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり。
323	業務要求水準書	47		第2編	4-4	(1)					「本業務は、場外系機械・電気計装施設の植栽を点検及び手入れすることにより・・・」と記載があります。植栽管理業務範囲としてはどちらが正しいのでしょうか。なお、現地見学の際に拝見した場外設備においては現況、植栽管理されている様子はありませんでした。	業務要求水準書のとおりとします。
324	業務要求水準書	48	警備業務	第2編	4-6						本業務に係る警備業法等の扱いについて、ご教示下さい。	回答286のとおり。

No.	質問項目 (タイトル)	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所						内容	回答	
				第1章、 第2章 など	1、2 など	(1)、(2) など	①、② など	ア、イ など	(ア)、(イ) など			a、b など
	・入札説明書 ・業務要求水準書 など			第1章、 第2章 など	1、2 など	(1)、(2) など	①、② など	ア、イ など	(ア)、(イ) など	a、b など		
	入札説明書	1	事業の概要	第2章	2	(2)					...	
325	業務要求水準書	48	警備業務	第2編	4-6						本業務は、現地への警備員の配置を必要とするものではないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり。
326	業務要求水準書	48	警備業務	第2編	4-6	(1)					場外系施設の出入り口の施錠を確実に行う等とありますが、現状で敷地フェンス・門扉が損壊している施設に関しては、改修等が必要となるのでしょうか。(P15～18の表では対象外)	保安上必要な施設を提案願います。
327	業務要求水準書	48	植栽管理業務	第2編	2	4-4	(1)				場外系機械・電気計装施設の植栽を点検とありますが、各資料からは場外系機械・電気計装施設の境界が確認できない為、緑化保持等の費用算定が困難です。境界が明示された資料をご提示願います。	回答323のとおり。
328	業務要求水準書	48	植栽管理	第2編	4-4	(2)	①②				現状と同等以上に植栽を良好な状態に保つこと、また除草を行うこととなっておりますが、場外施設の敷地内における雑草を全て除草するという理解ですか。	回答323のとおり。
329	業務要求水準書	—	場外系施設の修繕 業務								維持管理業務の中に、場外系の施設の修繕業務は含まれていませんので、甲が対応し費用も甲が負担するものと考えてよろしいでしょうか。	回答283のとおり。
330	業務要求水準書	—	除雪業務								維持管理業務の中に、除雪業務は含まれていませんので、甲が対応し費用も甲が負担するものと考えてよろしいでしょうか。	回答174のとおり。
331	業務要求水準書	10、 12	業務範囲	第2編	1	(2)					送・配水管の維持管理（法定外委託）には修繕業務も含まれるのでしょうか。含まれる場合、要求水準書7頁4.(1)③の修繕の定義に基づき、老朽配管の取り替え（敷設替え）による機能維持も業務範囲に入るものと考えられますが、その理解でよろしいですか。	導・送・配水管の修繕業務は市が対応します。本業務には含みません。
332	業務要求水準書	10～ 12	給水装置について	第2編	1	(2)					実施方針P2において、維持管理対象が「取水施設～末端給水施設（止水栓）」とされておりますが、本項記載の「浄水施設～送配水管」を最終的な対象範囲として理解してよろしいでしょうか（「事業契約書（案）」第11条第2項の規定による）。また、「送配水管」については配水管の分岐部までが対象と理解してよろしいでしょうか。	前段：ご理解のとおり。 後段：配水管は止水栓までを配水支管と位置づけ、維持管理の対象とします。
333	業務要求水準書	10～ 12	取水施設	第2編	1	(2)					維持管理業務において取水施設は貴市責任範囲と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおり。
334	業務要求水準書	10～ 12	送配水管維持管理 の業務内容について	第2編	1	(2)					旭町浄水場系及び清水沢浄水場系の「送配水管」維持管理業務が業務範囲となっておりますが（法定外委託）、管理方法としては目視で分かる範囲での巡視という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり。
335	業務要求水準書	10～ 12	送配水管の漏水に ついて	第2編	1	(2)					送配水管の漏水については、現状行っている通り計装機器の指示値で推定可能な異常水量の把握と該当する配水系統の特定、貴市への報告を対象業務とする理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり。
336	業務要求水準書	10・ 11	「その他」について	第2編	1	(2)					旭町浄水場系および清水沢浄水場系それぞれに「その他」とあり、第三者委託範囲とされていますが、具体的にどのような業務が想定されますか。	場内照明や植栽などの付帯設備の管理を想定します。
337	業務要求水準書 事業契約書 (案)	14 41	事前調査業務 別紙1 定義	第2章	2-1 53	(1)					・事前調査業務は業務水準書で旭町浄水場の地質調査としているため用地測量、土壤汚染測定等は該当しないとの理解でよろしいでしょうか。	事業契約書（案）を優先とします。

No.	質問項目 (タイトル)	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所							内容	回答
				第1章、 第2章 など	1、2 など	(1)、(2) など	①、② など	ア、イ など	(ア)、(イ) など	a、b など		
	・入札説明書 ・業務要求水準書 など			第1章、 第2章 など	1、2 など	(1)、(2) など	①、② など	ア、イ など	(ア)、(イ) など	a、b など		
	入札説明書	1	事業の概要	第2章	2	(2)					...	
338	業務要求水準書	14 41	給水装置管理業務 について	第2編	1 3-10	(3) (2)	②				P14「その他の給水装置の管理」とありますが、給水装置自体は使用者の所有物かつ管理責任と規定されています(夕張市水道事業給水条例第14~16条)。本業務は、送配水管の分岐部までが管理対象であり、給水装置管理は本業務より削除願えませんでしょうか。	検針の際の給水装置異常発見を想定し、給水装置管理を業務対象とします。
339	業務要求水準書	14 42	集金業務について	第2編	1 3-12	(3) (2)					集金対応件数について、今後件数が増加に向かうか減少に向かうか予測するため、どのような基準によって現在の件数が対象とされているかご教示ください。	別紙43 による。
340	業務要求水準書	14 42	植栽管理について	第2編	1 3-13	(3) (1)					場外施設の植栽管理は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	4-4 に場外施設植栽管理の記述があります。
341	業務要求水準書	19 40	見学者の来訪頻度				⑩				・見学者の来訪頻度はどの程度を想定していますか？また、主な見学者は、小学生程度を想定しているのでしょうか？見学は旭町浄水場と清水沢浄水場の両方を考慮する必要がありますでしょうか？(新設建屋に膜ろ過を建設する旭町浄水場が見学には適していると思われますが)	回答291のとおり。
342	業務要求水準書	28 32	排水柵について	第2編	2-2 2-4	(8) (2)	⑤ ③	イ オ			道路内排水柵とは具体的にどの箇所を示すのでしょうか。「別紙32参照」とありますが、参照先が異なっていると思います。	「道路内」を「浄水場内」に変更します。
343	業務要求水準書	29~ 32	水質モニタについて	第2編	2-14	(1)					配水池において、水質モニタ設置施設と非設置施設があります。水質管理上の重要箇所と捉えての選定と考えますが、どのような根拠からその区別がなされていますか。	厳密な区分はしておりません。一応の案を示したものです。
344	業務要求水準書	36・ 38	アルカリ度について	第2編	3-4	(1)					(総)アルカリ度測定頻度が原水および送水とも毎日1回となっておりますが、原水に関してはPAC注入率決定が目的と推察しますが、送水のアルカリ度については“ランゲリア指数”を対象とした分析でしょうか。その場合においては、毎日の分析は過剰と考えます。これは事業者の提案によるものと考えてよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
345	業務要求水準書	P17 P23	清水沢 処理方式	第2編	2、 2-2	(1) (3)	③				P17及びP23で清水沢浄水場の処理方式について膜ろ過でなくても良いとの趣旨が記載されているとの理解でよろしいのでしょうか。	ご理解のとおり。
346	業務要求水準書	P17 P24	排水処理	第2編	2、 2-2	(1) (3)	③				P17の処理方式では「基本的にクローズドシステムとする」と記載されていますが、P24では「洗浄排水は直接排水せず一旦排水槽へ滞留させた後、排水すること」と記載されています。P24の考え方としてよろしいでしょうか。	ご理解のとおり。
347	業務要求水準書	P23 別紙 30	清水沢 処理水要求水準	第2編	2-2	(3)	③				清水沢浄水場の濁度の要求水準についてP23では0.1度、別紙30においては0.01度と記載されています。砂ろ過では0.1度、膜ろ過では0.01度との理解でよろしいのでしょうか。	浄水濁度は0.01度とします。
348	業務要求水準書	別紙 10, 1 1, 19									別紙10, 11, 19に示された地質柱状図が、事業者の調査によるものと相違があった場合、そのリスクは市殿の負担によるものと考えてよろしいでしょうか。	地質調査は、事業者が既存資料内容を踏まえた上で、不足分を提案に基づいて実施するものです。調査地点が異なれば新規調査結果が既存資料と相違することもあるので、新旧資料を総合した計画を策定願います。

No.	質問項目 (タイトル)	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所							内 容	回 答
				第1章、 第2章 など	1、2 など	(1)、(2) など	①、② など	ア、イ など	(ア)、(イ) など	a、b など		
	・入札説明書 ・業務要求水準書 など											
	入札説明書	1	事業の概要	第2章	2	(2)					...	
349	業務要求水準書	別紙 10・ 13/1 6									別紙10・13/16はPDF化が不完全であると思われます。資料の再提示をお願いします。	再提示します。
350	業務要求水準書		緊急修繕業務	第2編	3-5	(2)	②～④				既設流用部分及び定期修繕計画範囲外の設備について、事故及び不具合等の補修・設備取替えなど「工事」が必要となった場合にかかる費用は貴市負担と考えてよろしいでしょうか。	既設流用及び修繕計画は事業者提案に基づきます。この部分が要因となって工事が必要となった場合の費用負担は、市と事業者との協議により判断します。
351	業務要求水準書	別紙	旭町浄水場設置図 [旭町浄水場配置図(参考)]								赤色でハッチングしている部分は何を表すのでしょうか。	浄水池部分は上屋を、新設浄水場部分は舗装範囲を示します。
352	業務要求水準書		膜ろ過装置	別紙 23, 24							膜ろ過装置が限定されているような表記がありますが、膜ろ過装置はこれ以外のものでもよろしいですか。	膜ろ過装置は限定しません。事業者の提案によります。